

人材開発支援助成金に係る雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案【概要】

人への投資促進コース（定額制訓練）の上限設定

- 定額制サービスの訓練の市場動向や定額制訓練コースの利用状況を踏まえ、適切に訓練機会を確保しつつ、多くの事業主に利用していただくことができるよう、**受講者1人について1月当たりの支給限度額（2万円）**を定める。

支給限度額（2万円）は定額制サービスによる訓練の市場価格や本助成金の支給実績を踏まえ算出したもの。

- 令和6年10月1日施行予定。
※ 施行日前に都道府県労働局長に計画届を提出した定額制訓練を実施する事業主については、改正前の規定を適用する。

【人への投資促進コース助成金における受講者1人当たりの助成金の支給限度額】

	実訓練時間数 10～100H未満	実訓練時間数 100～200H未満	実訓練時間数 200H以上	大学 （1年当たり）	大学院 （1年当たり）
高度デジタル 人材訓練	30（20）万円	40（25）万円	50（30）万円	150（100）万円	—
成長分野等人材育 成訓練	—	—	—	—	国内150万円 海外500万円
定額制訓練	受講者1人当たり月2万円			—	—
情報技術分野認定 実習併用訓練	15（10）万円	30（20）万円	50（30）万円	—	—
自発的職業能力開 発訓練	7万円	15万円	20万円	60万円	国内60万円 海外200万円

※ （）内は大企業の限度額

人材開発支援助成金のご案内（令和6年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支 給 対 象 と な る 訓 練 等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ※1 60%※2 70%※3	60% (45%) ※1 75%※2 100%※3	－	－
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60%※2 70%※3	75%※2 100%※3	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	－	－	30万円	36万円	－	－
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	960円 (480円)	－	75% (60%)	－	－	－
	成長分野等人材訓練		960円※4	－	75%	－	－	－
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	－	－	60% (45%)	75% (60%)	－	－
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 （訓練費用を負担する事業主に対する助成）	－	－	45%	60%	－	－
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	960円※5 (760円)	－ ※5 (960円)	20万円	24万円	－	－
	教育訓練短時間勤務等制度		－	－	20万円	24万円	－	－
④ 事業展開等リスクリング支援コース 令和4年12月～※7		事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	960円 (480円)	－	75% (60%)	－	－	－

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合の助成率 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成
 ※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置